

産業クラスター ブランドおよび地域ブランドの商標登録出願 に関するガイドライン

団体商標および証明商標制度の役割を十分に発揮し、特色が明確で競争力が高く、市場での評判が良い産業クラスター ブランドおよび地域ブランドの構築を支援し、各地における産業クラスター ブランドおよび地域ブランドの商標化を合理的に促進するため、「商標法」「商標法実施条例」「団体商標・証明商標の登録および管理規定」に基づき、本ガイドラインを制定する。

一、制定目的

現行「商標法」第10条第2項は、団体商標および証明商標を、県級以上の行政区画の地名を商標として使用できない例外とし、県級以上の行政区画の地名を含む普通の集団商標や証明商標の登録に法的根拠を提供した。

実務上、各地では産業クラスター ブランドや地域ブランドを構築する際に、産地情報を伝え、ある商品(サービス)が特定の地域に由来することを示し、産地の優位性を強調するために、産業クラスター ブランドや地域ブランドは一般に「地名+商品またはサービスの一般名称」あるいは「地名+その他の顕著な文字要素」で構成される。しかし、商標は商品(サービス)の出所を識別するための標識であり、顕著性は商標として使用されるために必要な基本的な属性である。地名は一般に商品の産地を示すことはできても、商品の生産経営者やサービス提供者を識別することはできないため、顕著な特徴を有しない。

出願人が産業クラスター ブランドや地域ブランドについて適切に商標登録を申請できるように導き、拒絶と再申請の悪循環を避け、出願人のコストを下げるために、本ガイドラインでは、一般的に顕著な特徴を有する商標の表現形式、及び顕著な特徴がないため、または一般の人々に誤認を与えやすいために登録が認められない状況を具体的に例示し、出願人の参考とする。

二、適用範囲

産業クラスター ブランド及び地域ブランドは典型的な「準公共財」であり、地域内で一定の資格を持ち、一定の規則を守るメンバーが共同で利用するものであることから、各地で構築された産業クラスター ブランド及び地域ブランド(地理的表示を除く)には、団体商標が法的保護手段としてより適している。

さらに、団体商標を出願する際には、団体の構成メンバーの名称、住所と使用管理規則を提供するだけでなく、使用管理規則にはその団体商標を使用する商品の品質、団体構成メンバーが使用管理規則に違反した場合に負うべき責任などを明確にする必要があるなど、産業クラスター ブランド及び地域ブランドを団体商標として登録することにより、登録者が団体商標の使用者に対する検査監督を強化し、ブランド効果を最大化する。本ガイドラインに記載された登録商標はいずれも団体商標である。

三、顕著な特徴を持つ一般的な商標の表現形式

(一)出願商標は、顕著な特徴を持つ文字、図形、またはこれらの要素の組み合わせで構成されるものとする

顕著な特徴を持つ文字、図形、またはこれらの要素の組み合わせを商標として登録出願する場合、その商標は商品やサービスの出所を区別でき、顕著な特徴を有する。

1. 出願商標は顕著な特徴を持つ文字要素で構成される

例えば：



商標の種類：団体商標

出願人：バヤンノール市農牧業産業化リーディング企業協会

指定商品：第23、29、31など類の毛糸、ヨーグルト、オート麦などの商品
(意味：河套地域の恵まれた資源の恩恵)

2. 出願商標は、顕著な特徴を持つ図形要素で構成されている

例えば：



商標の種類：団体商標

出願人：莆田市靴業協会

指定商品：第25類 スポーツシューズ、カジュアルシューズ、革靴などの商品
(意味：靴ひも；「莆田」のピンインの頭文字を図形化したデザイン)

3. 出願商標は出願人の正式名称と顕著な特徴を持つ図形要素で構成される

例えば:



商標の種類: 団体商標

出願人: 瑞麗ジュエリー・玉石装飾業協会

指定商品: 第14類 翡翠、玉彫り装飾品などの商品

(二) 出願商標が、他に特別な意味を持たない県級以上の行政区画の地名、その他の顕著な特徴を持つ文字要素で構成される場合は、出願人および申請商標が以下の条件を同時に満たす場合:

- ◇ 出願人が商標に含まれる地名の人民政府または上位の人民政府から許可を得ていること;
- ◇ 出願商標が長期間使用され、顕著性を獲得していること;
- ◇ 出願商標が関連業界で高い知名度を持つか、関連の消費者層に広く知られていること;
- ◇ 出願する指定商品またはサービスが国家政策で明確に支持されている産業に属すること。

例えば:



商標の種類: 団体商標

出願人: 麗水市生態農業協会

指定商品: 第29、30、31など類の肉製品、フルーツ菓子、新鮮な果物、新鮮な野菜などの商品
(意味: 地名、多くの山からなる地形的特徴、丹念な農業生産の方法との結びつき)

(三) 出願商標が、他に意味のない県級以上の行政区画名、商品またはサービスの一般的な名称、特徴的な図形要素、および出願人の正式名称で構成される場合、出願人および出願商標は、前述の(二)に記載された条件を満たすことに加え、以下の条件も同時に満たす必要がある:

- ◇ 指定商品またはサービスが、商標に含まれる商品またはサービスの一般名称と一致するか、または密接に関連していること；
- ◇ 指定商品またはサービスの特定の品質が、現地の自然的要因および人的要因によって決まるものではないが、その評判が商標に含まれる地名と密接に関連しており、地理的表示と誤認されることがないこと。

例えば：



商標の種類：団体商標

出願人：嵊州市ネクタイ業界協会

指定商品：第25類 ネクタイ、蝶ネクタイ等の商品

四、登録を認めない一般的な事例

(一) 出願商標に顕著性が欠如する場合

顕著性は商標の基本属性であり、商標登録を取得するための前提条件である。出願商標が、他の意味を持たない県級以上の行政区画の地名、商品またはサービスの一般名称などの要素のみで構成され、全体として顕著性を欠き、かつ長期間の使用によって顕著性を獲得していない場合は、商標法第11条に該当すると認定され、拒絶される。

1. 出願商標が、他の意味を持たない県級以上の行政区画の地名および商品またはサービスの一般名称などの要素で構成されている

例えば：

大涼山烧烤

商標の種類：団体商標

出願人：涼山州バーベキュー産業協会

指定商品: 第43類 飲食店、テイクアウトサービス等のサービス

2. 出願商標は、他の意味を持たない県級以上の行政区画の地名、商品またはサービスの一般名称、および顕著な特徴を有する図形要素で構成される

例えば:



商標の種類: 団体商標

出願人: 株洲市芦淞区服装業協会

指定商品: 第25類 作業服、シャツ、上着等

(当該商標は独立した文字部分と独立した図形部分で構成され、図形部分には一定の識別力があるものの、文字部分が商標の主要な呼称部分であり、商標全体における地名の意味合いが依然として強く、識別力を欠如する。)

(二) 出願商標が公衆の誤認を招きやすい

出願商標が以下の状況の場合は、商標法第10条第1項第(7)号に該当する状況と認定し、拒絶する。

1. 出願商標に地名が含まれ、出願人の住所、経営地が当該地名の範囲外にあり、公衆が商品の生産地またはサービスの出所について誤認を生じやすい場合。

例えば:

雪域興城

商標の種類: 団体商標

出願人: 瑪沁県有機畜産協会

指定商品: 第29類 血腸、肉干、乳製品等の商品

(本商標に含まれる「興城」は遼寧省管轄の県級市であり、葫芦島市より管理している。一方、出願人は青海省果洛チベット族自治州瑪沁県に所在する。)

2. 申請商標に含まれる文字または図形が、公衆に商品またはサービスの品質、主要原料、機能、用途などの特徴について誤認を生じさせるおそれがある場合。

例えば：



商標の種類：団体商標

出願人：山東省有機食品発展センター

指定商品：第31類 新鮮な果物、新鮮な野菜等の食品

（本商標には「安心農産物」「RELIABLE」が含まれており、指定商品に使用すると、公衆が商品の品質について誤認を生じやすい。）

3. 出願商標に地名、商品またはサービスの一般名称が含まれ、表示された産業クラスター ブランドあるいは地域ブランドの評判が商標に含まれる地名と密接に関連しているが、指定商品あるいはサービスの品質が現地の自然的要因および人的要因によって決定されるため、公衆が地理的表示と誤認するおそれがある。

例えば：

江漢大米

商標の種類：団体商標

出願人：湖北省食糧業界協会

指定商品：第30類 米類の商品

（本商標に含まれる「江漢」は、湖北省武漢市江漢区または江漢平原を指す。当該地域は古来より魚米の郷として知られ、生産される高品質米の特定品質は主に地域の自然的要因、人文的要因の影響を受けている。関連申請書類の要件を満たす場合、「江漢大米」は地理的表示として登録可能である。通常の団体商標と地理的表示団体商標、地理的表示証明商標は、機能作用、使用方法、商品あるいはサービスの使用条件、登録者と使用者の権利義務などが異なる

ため、地理的表示保護制度への影響を避ける観点から、本商標を通常の団体商標として登録すべきではない。)

出所：国家知識産権局ウェブサイト

https://www.cnipa.gov.cn/art/2026/1/8/art_66_203589.html

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。